



## 医療費控除が変わります！！！！

- ①領収書の提出等が不要となりました。
- ②明細書（集計表）の提出が必要となりました。
- ③セルフメディケーション税制が創設されました。

### （通常の医療費控除）

- 医療費控除の明細書（集計表）を**提出**することにより、医療費の領収書の**提出又は提示が不要**となりました。医療費の領収書は自宅で**5年間保存**してください。
- 健康保険組合等から**医療費通知**（「医療費のお知らせ」など）の交付を受けている方は、それを利用して**明細書（集計表）を簡単に作成**することができます。

### （セルフメディケーション税制）

- 特定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（**セルフメディケーション税制**）が創設されました。

### （減税額試算コーナー）

- 国税庁ホームページに、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の**減税額を試算できるコーナー**を設けました。